

ISHIZUCHI

令和8年(2026) Vol.338

共済だより 1月号

—ご家族でご覧ください—

東温市

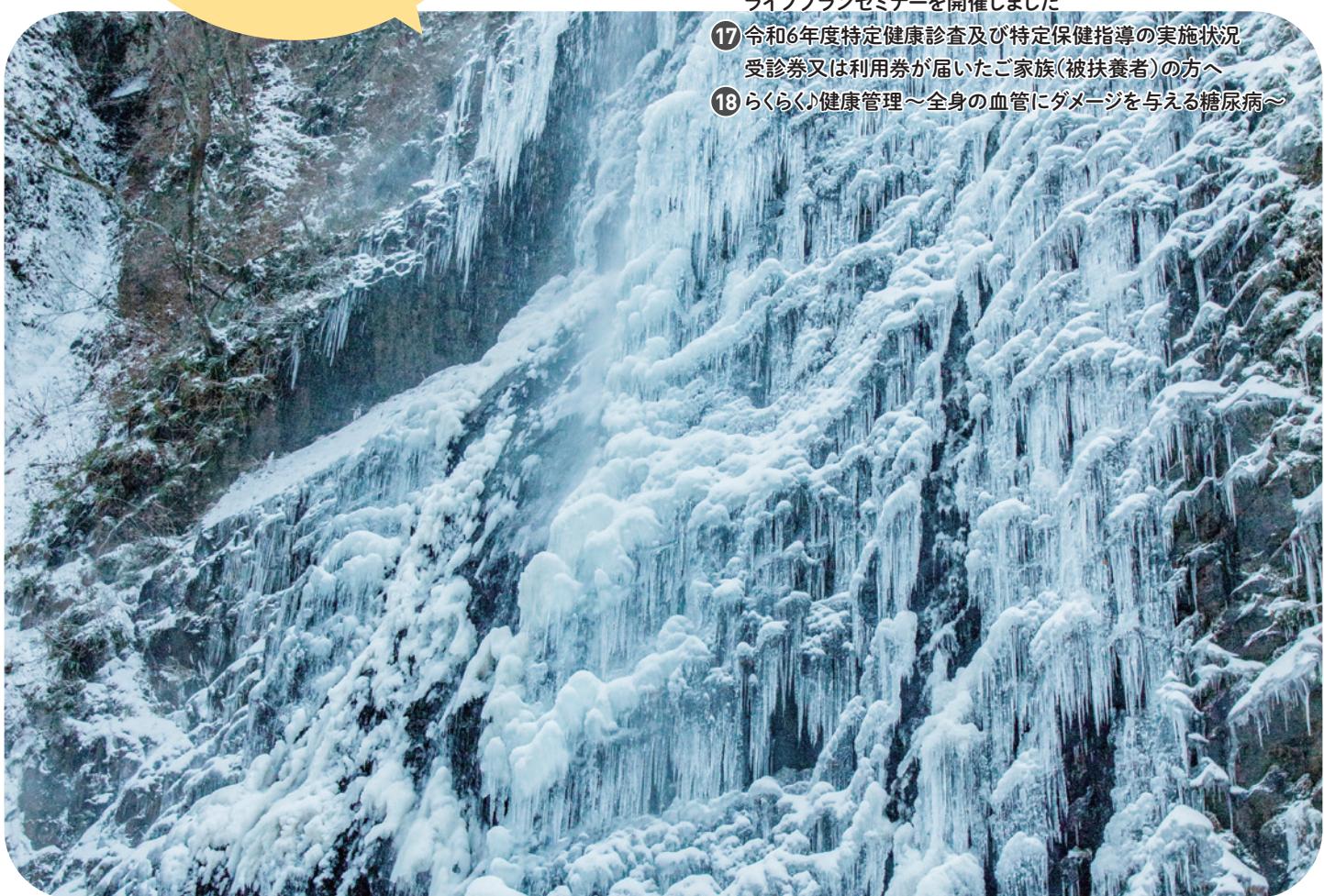
白猪の滝

皿ヶ嶺連峰県立自然公園の中に
ある高さ96mの滝です。重信川の
上流、表川白猪越の渓にかかり、そ
の落下する姿はまさに自然の偉大
さを感じさせます。四季折々に美し
い景色を見せ、特に数日冬の厳し
い寒さが続くと、滝の水が凍りつき、
滝全体が氷の彫刻のような幻
想的な姿となります。

②旅する愛媛 東温市

CONTENTS

- ④ 年頭のごあいさつ
- ⑤ 宿泊予約は公式サイトが最安値!!
- ⑥ 退職後の医療保険・年金・福祉事業について
- ⑨ 子ども・子育て支援掛金の徴収について
- ⑩ 共済貯金をご活用ください!
物資供給事業を利用してみませんか!
- ⑪ 入学貸付・修学貸付のご案内
- ⑫ 令和6年度の医療費について
令和7年度 上半期の医療費の状況
- ⑬ 医療費通知書を配付します
こころからだの健康相談
- ⑭ 被扶養者の認定要件が変わりました
- ⑮ 被扶養者の資格調査へのご協力ありがとうございました
- ⑯ 労働安全衛生業務担当者研修会を開催しました
ライフプランセミナーを開催しました
- ⑰ 令和6年度特定健康診査及び特定保健指導の実施状況
受診券又は利用券が届いたご家族(被扶養者)の方へ
- ⑲ らくらく♪健康管理～全身の血管にダメージを与える糖尿病～



愛媛県市町村職員共済組合
<https://kyosai-ehime.or.jp>

石全道

東温市



東温市は、平成16年（2004）に重信町と川内町が合併して誕生しました。愛媛県の中央部に広がる松山平野の東部に位置し、県都松山市に隣接した都市近郊田園都市です。北部に源を発する重信川が市の中央を流れ、南、北、東の三方向を山間部に囲まれ、水と緑に恵まれています。

公園の頂上からは東温市を眺望できます

東温市総合公園 トウオンシソウゴウコウエン



山の傾斜を活かした様々な遊具や広場のある公園です。公園内の「ハロウィンの森」は、ローラーコースター、ジャングルジム、滑り台が一つになった複合遊具や、離れた場所でも会話ができる「パンプキントーク」など、ユニークな遊具がたくさんあります。

☎ 089-964-4440 企東温市西岡甲1284番地1 Ⓛ 9:00~22:00
④ 年末年始 ⑤ スポーツ設備の利用料金は東温市ホームページにてご確認ください。

東温市データ (2025年12月1日現在)

面積: 211.3km² 人口: 32,662人
HP: <https://www.city.toon.ehime.jp>



化粧水要らずの美人の湯、その泉質をご堪能あれ 東温市ふるさと交流館 さくらの湯 トウオンシフルサトコウリュウカンサクラノユ

とろみのある独特な泉質が評判の温浴施設です。温泉のほかにも、トレーニングルームや温水プールを利用できます。また、隣接の東温市さくらの湯観光物産センターでは、市内の新鮮な野菜や惣菜を購入したり、カフェスペースで東温市産の食材を使った美味しいスイーツ等をお楽しみいただけます。

☎ 089-960-6511 企東温市北方甲2081番地1 Ⓛ 6:00~22:00(札止め21:30) ④ 第4水曜日(祝日の場合は翌日) ⑤ 大人(中学生以上)500円、シニア(65歳以上)400円、障がい者(手帳所持者)400円、小人(4歳以上小学生以下)350円、3歳以下無料



温泉総選挙2025では、「健康/スポーツ部門」で全国3位、中国四国エリアで1位を獲得しました!

住民憩いの場でほっこりにっこり
ほっこり奥松 ホッコリオクマツ



77%を山林が占める東温市の中山間地域の一つである奥松瀬川地区にたたずむ交流拠点です。農産物、手芸・工芸品、手作りパン、漬物などの加工品を扱う産直市のほか、セルフカフェもあり、住民憩いの場となっています。

☎ 050-1239-1606 会 東温市松瀬川1876番地 ◎ 9:00~16:00
 ④ 水曜日、木曜日、年末年始 ④ ピザ作り体験 大人/1,700円、小学生/1,000円【予約制】



東温市産食材を使ったほろほろ食感のスノーボールクッキーで、素材本来の香りを最大限に活かした美味しいお菓子です。

平和のシンボルと言われている陽光桜の粉末を生地に加えて焼き上げた、ふんわりと桜の風味が香るカステラです。

舞台芸術の聖地へようこそ！

東温アートヴィレッジセンター
 トウォンアートヴィレッジセンター



東温アートヴィレッジフェスティバルを始め、本格的な舞台芸術の公演から、身近な発表会、教室、ワークショップなど、多種多様な文化芸術が年間を通してお楽しみいただけます。

☎ 089-990-7210 会 東温市見奈良1125番地 レスパシティ/クールス・モール2階 ◎ 10:00~22:00(最終受付20:00) ④ 火曜日、12月31日~1月3日 ④ ホームページにてご確認ください。https://art-village-toon.jp

年間イベント情報

- 1月 駅伝大会
- 3月下旬~4月上旬 源太桜まつり
- 7月 横河原土曜夜市
- 9月 どてかぼちゃカーニバル
- 商工会産業まつり
- 奥松瀬川収穫祭
- 10月 秋祭り
- 10月下旬~11月上旬 東温市文化祭
- 11月 滑川 BOOK CAMP

イベントに関する詳しい情報は、ホームページ等でご確認ください。



東温市のイチオシ /



イベント
 オリジナルTシャツも
 大人気！

どてかぼちゃカーニバル

東温市的一大イベントとして毎年開催されているどてかぼちゃカーニバルです。

日本初の巨大カボチャコンテストとして開催され、個性あふれるたくさんのどてかぼちゃをご覧いただけます。

記念すべき40回目を迎えた本年も、たくさんの来場者で盛り上がりいました！

年頭のごあいさつ

理事長 武智 邦典



新年明けましておめでとうございます。

令和8年の新春を迎えるにあたり、組合員、ご家族の皆様に謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。また、本組合の事業運営につきまして、平素から多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、医療保険制度である短期給付事業につきましては、高齢者医療制度への納付金・支援金が短期経理支出の約3割を占めており、医療費についても組合員の増加に伴い保健給付、休業給付が年々増加していることから、大変厳しい状況が続いております。

将来にわたる安定的な財政運営のためには、高齢者医療制度等への負担や医療費が大きく増加した場合においても、短期財源率を大幅に変更することなく対応できるよう積立金を一定額積み増していくことが必要であると考えております。

引き続き、適正受診に係る啓発活動のほか、ジェネリック医薬品の利用促進など、医療費適正化への取組を推進し、財政健全化に努めてまいります。

保健事業につきましては、PDCAサイクルによる定期的な見直しを図り、組合員及びご家族の皆様の健康の保持増進のため、データヘルス計画に基づいた効果的、効率的な保健事業の実施に取り組んでまいります。

マイナンバー関係につきましては、昨年12月1日に組合員証等の有効期限を迎えたことから、マイナ保険証（健康保険証利用登録したマイナンバーカード）の利用登録をしていない組合員及び被扶養者が医療機関を利用する際に

支障のないよう「資格確認書」を発行するとともに、マイナ保険証の利用登録についても引き続き周知に取り組んでいるところであります。

一方、公的年金制度につきましては、社会経済の変化やライフスタイル及び家族構成等の多様化を踏まえ、今後施行される被用者年金の適用拡大、在職老齢年金制度や遺族年金の見直し等について、引き続き年金保険者として、適切に対応してまいります。

本組合福祉施設「えひめ共済会館」は、昨今の物価及び人件費等の高騰により、大変厳しい経営状況が続いていますが、レベニューマネジメント（顧客需要に応じた価格調整）を導入するなど、効率的な増収に努めるとともに、引き続き安全・安心の施設として運営してまいりますので、組合員及びご家族の皆様のご利用を心からお待ちしております。

また、貯金事業につきましては、組合員の皆様の大切な資産形成の一助となりますよう、今後も安全を第一に運用を行うとともに、貸付事業及び物資供給事業につきましても、組合員の生活の安定及び資質の向上を図るための事業として、引き続き取り組んでまいります。

共済組合を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、取り組むべき多くの課題が山積しておりますが、役職員一同、組合員とそのご家族の皆様の生活の安定と福祉の向上に寄与できるよう、努力を尽くしてまいりますので、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。

謹賀新年



理事長 武智 邦典（伊予市）

理事 加藤 章（東温市） 大城 一郎（八幡浜市） 久保 竜児（伊予市） 井関 文彦（松山市） 山内 佑樹（西条市）

監事 上村 俊之（上島町） 西尾 祥之（宇和島市）

議員 徳永 繁樹（今治市） 古谷 崇洋（砥部町） 中村 維伯（愛南町） 高橋 靖（新居浜市） 勝間 郷（内子町） 武田 啓史（宇和島市）

学識経験監事 白石 新（公認会計士）

事務局長 曽根 哲也 外職員一同

宿泊予約は公式サイトが最安値!!

いつもえひめ共済会館をご利用いただき誠にありがとうございます。

当館は複数の予約サイトからの予約が可能ですが、令和7年10月から、繁忙日において若干の値上げをさせていただいております。

公式サイトにおきましては、繁忙日であっても通常価格で販売しており、閑散期については割引価格での販売となっておりますので、ぜひお得な公式サイトをご活用ください!!
※インターネットからのご予約では助成金適用のため、現地決済をお選びください。



予約手順

ステップ 1 まずはHPを検索!



ステップ 3

必要事項を 入力!

ステップ 2 会員登録を選択

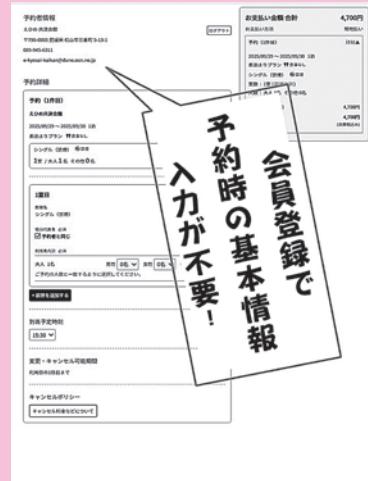


会員登録を選択 **クリック**



ステップ 4

予約する



キャンセル待ちの受付終了のお知らせ

当館では、宿泊利用におけるキャンセル待ちを実施しておりましたが、令和7年12月31日を持ちまして、キャンセル待ちの新規受付を終了させていただくこととなりました。

昨今、インターネットからのご予約が増加し、宿泊部屋のキャンセル状況をリアルタイムで把握することが困難になっています。そのため、キャンセル待ちをされていた場合でも、順番どおりにご案内できないケースが増えてきており、誠に勝手ではございますが、キャンセル待ちの新規受付を終了させていただきます。

既に受付けているキャンセル待ちにつきましては、これまでどおりご案内させていただきますので何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

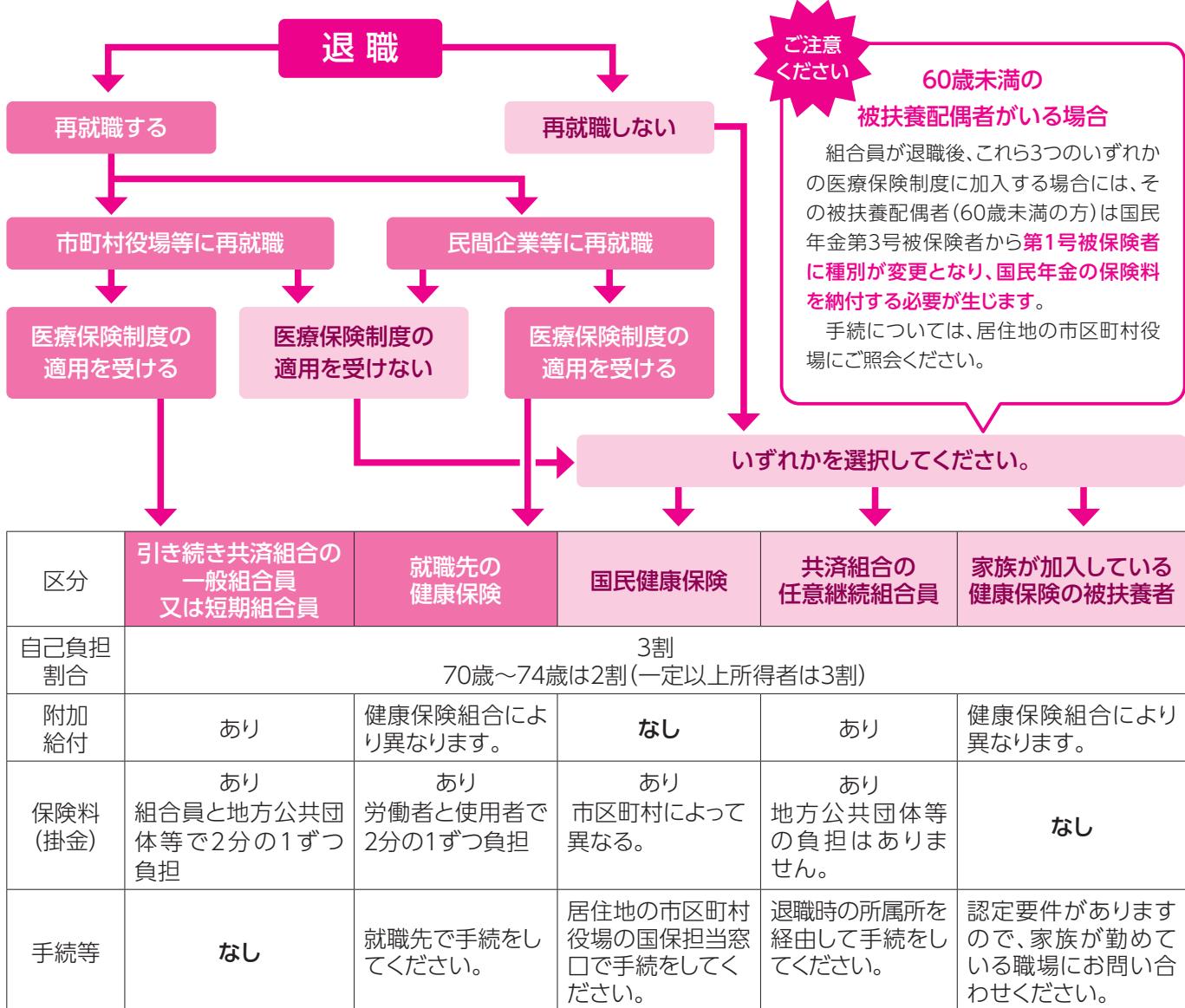
退職後の 医療保険・年金・福祉事業 について

退職間近の組合員の皆さまを対象に、退職後の生活設計の参考としていただくため、医療保険制度や年金等、退職後の共済制度についてご紹介します。

医療保険制度について

医療保険に関する問い合わせ先 089-945-6326

退職すると、退職日の翌日から組合員の資格を喪失するため、下図チャートに沿ったいずれかの医療保険制度に加入することとなります。



共済組合の任意継続組合員制度とは??

下記の要件を満たしていれば、退職後最長2年間は、在職中と同様に病気やケガなどについて共済組合の短期給付(休業給付は除きます。)と共に貯金などの福祉事業の一部について適用を受けることができる制度です。

- 退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方(1年と1日組合員期間が必要です。)
- 退職の日から20日以内に申出書を共済組合へ提出し、**任意継続掛金を払込期限までに納めた方**

【任意継続掛金について】

短期任意継続掛金と介護任意継続掛金(40歳以上65歳未満の方が該当)があり、次のいずれか低い額に掛金率*を乗じて求めます。

- ①退職時の標準報酬の月額
- ②全組合員の標準報酬の月額の平均額
(令和7年度は320,000円)

参考

令和7年度の任意継続掛金の上限額

短期任意継続掛金 33,030円(月額)

介護任意継続掛金 5,056円(月額)

*令和8年度の掛金率等は次号の本紙令和8年3月号(Vol.339)でお知らせします。

※令和8年度から別途子ども・子育て支援掛金の払込みが必要となります。(9P参照)

【掛金の払込方法】

①年払い②半年払い③月払い のいずれかが選択できます。ご自宅に納付書をお送りしますので、納付期限までに金融機関の窓口にてお振込みください。

注意・払込みの際に振込手数料のご負担をお願いいたします。

- ・**納付期限内に掛金の払込みがない場合は、資格喪失となります。**

ポイント

年払い・半年払いの場合は前納による割引制度があり、途中で任意継続組合員をやめる場合は、未経過期間分の掛金はお返しします。

割引が受けられ、振込手数料が少なくてすむ「年払い」がお得です。



Q1

国民健康保険と任意継続組合員どちらの保険料(掛金)が安い??

A1

国民健康保険(以下「国保」という。)は前年の収入や加入人数等を基に保険料を計算しますので、退職した年と、退職した翌年で保険料は変動します。任意継続組合員(以下「任継」という。)は、上記のとおり、退職時の標準報酬の月額で掛金を計算するため、退職した年も、退職した翌年も掛金はほとんど変わらず、被扶養者分の負担もありません。

国保と任継では保険料(掛金)の計算方法が全く異なるため、どちらが安いかをお答えすることはできません。なお、任継の掛金については次号の本紙令和8年3月号(Vol.339)でご案内します。国保の保険料については、居住地の市区町村役場の国保担当窓口でお尋ねください。



Q2

任意継続組合員になる場合、現職時に認定されていた被扶養者はどうなるの??

A2

任意継続組合員資格を取得する際に、認定要件に変更がなければ、引き続き被扶養者として認定が受けられます。



退職後の医療保険制度・任意継続組合員制度の
詳細はこちらから確認できます。▶

退職後の医療保険制度▶



任意継続組合員制度▶



年 金

年金に関する問い合わせ先 089-945-6317

(組合員期間が短期組合員のみの方は、共済組合が行う長期給付(年金)の対象外です。)

組合員^(注1)期間を1年以上有する方は、老齢厚生年金と併せて、次の共済年金独自の年金をご請求いただくことになりますが、その請求方法等についてご案内します。

- 退職共済年金(経過的職域加算額)^(注2)
- 退職等年金給付の退職年金^(注3)

支給開始年齢と繰上げ請求について

年金の支給開始年齢は、段階的に65歳へと引き上げられ、昭和36年4月2日以降生まれの一般組合員については、原則として65歳です。^(注4)

支給開始年齢より早く年金の受取りを希望する方は、60歳から65歳になるまでの間に年金の繰上げ請求をることができます。繰上げ請求をした場合は、繰上げ請求をした月の翌月分から、繰上げをした月数に応じて減額された年金が支給されます。

老齢厚生年金・老齢基礎年金の繰上げ請求を希望する方はお近くの年金事務所へご相談ください。なお、退職等年金給付の繰上げ請求については共済組合にご相談ください。

繰上げ請求については、本紙令和7年7月号(Vol.336)18・19P又は全国市町村職員共済組合連合会ホームページをご覧ください。

65歳以降の年金請求について

繰上げ請求をしていない方が、65歳から支給される年金を受けるためには、65歳到達日以降に年金請求手続きを行う必要があります。年金請求書は、65歳到達月の3か月前に共済組合又は日本年金機構等から送付されます。年金の支給は、原則、65歳到達日の翌月分から支給されます。

ただし、65歳で受け取らず66歳以降に請求及び繰下げの申出をしたときは、その申出をした翌月分から、増額された年金が支給されます。

年金の支給停止について

老齢厚生年金については、厚生年金保険に加入している間、その標準報酬月額等に応じて、年金の全額又は一部が支給停止となることがあります。

また、共済年金独自の年金については、組合員^(注1)として在職中の間は全額支給停止となりますが、それ以外の間は民間企業等に在職中であっても、全額支給されます。

このほか、受給権発生時に、障害の年金等を受給中の場合、原則として、いずれか一つの年金を選択することになりますのでご注意ください。

退職後の住所変更等について

組合員^(注1)期間を有する方が、退職後、年金をお受け取りになるまでに住所・氏名を変更する場合は、「年金待機者異動報告書」を共済組合年金係にご提出ください。様式は全国市町村職員共済組合連合会ホームページからダウンロードできます。

障害の年金について

障害の状態にある方については、障害の程度によって障害厚生年金の支給要件に該当する場合がありますので、所属所の共済組合事務担当課(係)又は共済組合年金係へご相談ください。

なお、障害の程度については、障害者手帳の等級とは異なりますのでご注意ください。

全国市町村職員共済組合連合会HP
年金関係情報



(注1)短期組合員を除きます。

(注2)平成27年9月までの組合員期間及び平均給与月額等に応じて算出

(注3)平成27年10月以降に積み立てた給付算定基礎額(年金原資)に応じて算出

(注4)一定条件に該当する特定消防組合員の支給開始年齢は、一般組合員の移行スケジュールより6年遅れとなっています。

貯金事業

貯金事業に関する問い合わせ先 089-945-6316

年利0.9%（税引後0.717165%）令和8年1月1日現在

組合員又は任意継続組合員である期間について、ご利用いただけます。

現在口座をお持ちでない方も新たに加入いただけますので、退職金の運用先としてご利用ください。

退職後も引き続き組合員である場合の預入について

定例貯金（給料・賞与からの控除による預入）や臨時増額貯金（ATM、インターネットバンキング、金融機関の窓口（振込用紙使用）による預入）^(注1)により共済組合へ振込みを行うことができます。

任意継続組合員となった場合の預入について

定例貯金のご利用ができなくなりますので、臨時増額貯金により行うこととなります。定例貯金を利用されていた方は、所属所の共済組合事務担当課へ毎月貯金・賞与貯金それぞれの中止届（変更届）をご提出ください。

払戻について

組合員、任意継続組合員を問わず、「共済貯金払戻請求書」を共済組合へ提出することで行うことができます。共済貯金払戻請求書の受付締切日及び送金予定日については、共済組合ホームページに掲載の「共済貯金払戻スケジュール」をご覧ください。

共済貯金払戻スケジュール



組合員又は任意継続組合員でなくなった場合

共済貯金の解約をしていただくこととなります。「共済貯金解約請求書」を所属所の共済組合事務担当課へご提出ください（任意継続組合員だった方は共済組合へご提出ください。）。

なお、解約金については、順次送金いたしますが、各月下旬に「共済貯金解約請求書」を提出された場合は、当月内での送金に間に合わない場合がありますのでご了承ください。

（注1）振込手数料は、振込人負担となります。

貸付事業・物資供給事業

貸付事業・物資供給事業に関する問い合わせ先 089-945-6316

退職後（組合員の資格喪失後）のご利用はできません（任意継続組合員となった場合でもご利用できません。）。退職時に貸付又は物資供給事業の未償還金が残っている場合は、退職金から控除させていただくこととなります。

ただし、退職後（退職前に未償還金が残っている方は退職金からの控除で清算した後）、再任用等で共済組合の組合員となった場合は、任期の範囲内で返済終了する方法により新たにご利用いただけます。

保健事業

保健事業に関する問い合わせ先 089-945-6318

退職後（組合員の資格喪失後）は、人間ドック等利用助成などの保健事業はご利用いただけません。

ただし、任意継続組合員となった40歳以上75歳未満の方については、特定健康診査・特定保健指導を無料で受けることができる「特定健康診査受診券（セット券）」を毎年6月に送付していますので、ぜひご利用ください。

また、退職後に国民健康保険に加入される方は、お住まいの自治体が実施している住民健診等の保健事業を受けることができます。詳しくはお住まいの自治体にお問い合わせください。

お知らせ

令和8年4月から子ども・子育て支援掛金の徴収が始まります。

子どもや子育て世帯への経済的支援を拡充するために、令和8年度から新たに「子ども・子育て支援金制度」が始まります。この制度は「全世代・全経済主体」が子どもや子育て世帯を支えるという理念に基づき、医療保険者が医療保険料、介護保険料と併せて子ども・子育て支援金を徴収し、国へ納付する仕組みとなり、令和8年4月から短期掛金、介護掛金とは別に子ども・子育て支援掛金が徴収されることになります。（介護保険料と同じ仕組み）



資産形成・資産運用として

共済貯金をご活用ください!

年利 **0.9%** (半年複利)

(税引き後0.717165%)

(利率は令和8年1月1日現在)



約8,600人の組合員の
皆さまにご利用
いただいている。

★預入は簡単!

預入は、次の2つの方法があります。

①給料・賞与からの控除による預入

②ATM、インターネットバンキング、金融機関の窓口(振込用紙使用)からの預入

※預入は1,000円単位となります。

※②の方法において、利用金融機関の振込手数料が必要な場合は振込人負担となります。

★払戻は月に3~4回!

払戻は「共済貯金払戻請求書」を提出することにより、組合員本人名義の普通預金口座へ送金します。

払戻請求書の提出締切日及び送金日については、共済組合ホームページで

「共済貯金払戻スケジュール」をご確認ください。

※「共済貯金払戻請求書」は所属所の共済組合事務担当課で受け取れます。

【加入方法】

所属所の共済組合事務担当課を通じて共済貯金の加入手続きが行えます(登録する印鑑が必要です)。



自動車の購入を検討されている皆さま

物資供給事業を 利用してみませんか!

自動車などの生活必需物資の購入にあたり、
最大200万円まで立替払いを行っています



立替限度額最高200万円

年利
(変動金利) **1.8%**

(令和8年1月現在)

詳しくは、
共済組合HPを
ご覧ください。



■物資指定店(変更)

区分	年月日	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品
変更	R7.8.22	(株)フジモータース	新:マツダオートザム久万ノ台 (下記2店合併)	松山市久万ノ台 222-1	自動車
			旧:マツダオートザムフジ 松山	松山市久万ノ台 222-1	
			旧:マツダオートザムフジ エミフルMASAKI	伊予郡松前町筒井 850	

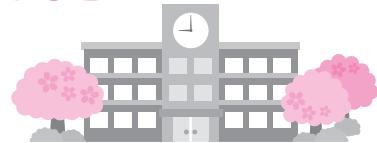
このページについての問い合わせ先

共済組合経理課 貯金貸付係 ☎089(945)6316

お申込みは
お早めに。



入学貸付・修学貸付のご案内



年利
1.26%
(変動金利)

貸付種類	入学貸付	修学貸付
申込時期	合格通知書が届いた時点から	授業料等の払込書が届いた時点から
貸付事由	授業料・教科書代・家賃・通学定期代・入学会費等、入学・修学時に要する諸費用	
限度額	○給料月額の6か月分以内 (申込みは、200万円を限度とします。)	○修業年限の年数に相当する月数1月につき、15万円以内 (申込みは、1学年につき1回とし、年額180万円までご利用いただけます。)
償還方法	○貸付を受けた月の翌月から毎月元利均等償還、又はボーナス併用償還 ○申立書を提出することで修業年限を限度として元金を据え置くことができます。 (任期の定めのある職員である組合員を除きます。元金据置期間中は利息分のみの支払いとなります。)	○修学が終了した月の翌月から毎月元利均等償還、又はボーナス併用償還 ○修業年限までは元金据置き (任期の定めのある職員である組合員を除きます。元金据置期間中は利息分のみの支払いとなります。)
添付書類	○合格通知書の写又は入学許可書の写 ○入学金、授業料、教科書代、家賃等が確認できる書類	○在学証明書(入学前の場合は、合格通知書の写又は入学許可書の写を提出し、入学後に在学証明書を提出してください。)
貸付利率	年率 1.26% (※令和8年1月1日現在。貸付規程の基準利率の変動に伴い変動します。)	

※入学金や授業料だけでなく、教科書代や家賃などにも、1万円単位でご利用いただけます。また、被扶養者でないお子さんも対象です。(続柄の確認のため、申込時に戸籍抄本が必要です。)

※毎月の償還額(他の金融機関等や共済組合での既借入れ分を含む。)が**給料月額の30%を超える場合**、又は年間の償還額(他の金融機関等や共済組合での既借入れ分を含む。)が**年収の30%を超える場合**や、**支払済みのもの**については**貸付を受けられません**。

※共済組合からの送金は、1か月程度かかる場合がありますので、合格通知書や授業料の払込書などが届き次第、早めの手続きをお願いします。

ご利用金額例

利用額	償還区分	毎月償還額	ボーナス償還額	償還月数
入学貸付 200万円の場合	毎月のみ	17,747円	—	120月
	ボーナス併用	14,605円	43,815円	96月
修学貸付 180万円の場合	毎月のみ	16,762円	—	114月
	ボーナス併用	13,978円	41,934円	90月

詳しくは、
共済組合HPを
ご覧ください。

※据置き期間中は、毎月利息のみ(180万円の場合1,890円)のお支払いとなります。

※償還月数は据置き期間終了後の月数です。

～〈お申込み〉は所属所の共済組合事務担当課(係)まで～



令和6年度 医療費の3要素(受診率・1件当たり日数・1日当たり金額)・ 1人当たり医療費 令和7年度 短期財源率・平均標準報酬月額

令和6年度の組合員医療費及び令和7年度の財源率の状況についてお知らせします。

医療費の3要素の市町村職員共済組合の中での順位について、「受診率」は22位(前年度19位)、「1件当たり日数」は28位(前年度30位)、「1日当たり金額」は15位(前年度15位)でした。

また、「組合員1人当たり金額」は19位(前年度14位)で、前年度から順位は下がりましたが、全国平均より高い金額でした。

「短期財源率」の103.22%は16位(前年度12位)で、全国平均(102.02%)と比べても依然として高い状況です。短期経理財政は厳しい状況が続いているので、限りある医療資源と財源を持続的に有効活用していくため、皆さまには、普段からの健康管理の心がけや、適正受診、ジェネリック医薬品の使用などのご協力をお願いします。

●組合員の診療諸率の他との比較

受診率 (令和6年度 単位: %) (1か月100人当たり受診件数)	1件当たり日数 (令和6年度 単位: 日)	1日当たり金額 (令和6年度 単位: 円)	1人当たり金額(年額) (令和6年度 単位: 円)	短期財源率 (令和7年度 単位: %) (対標準報酬)	平均標準報酬月額 (令和7年3月末現在 単位: 円)
1 大阪府 90.78	1 大阪府 1.63	1 北海道 9,322	1 佐賀 164,682	1 鳥取 115.00	1 神奈川 378,379
2 佐賀 89.60	2 福岡 1.61	2 島根 8,793	2 大阪府 161,078	2 佐賀 114.62	2 兵庫 356,263
3 徳島 89.32	2 佐賀 1.61	3 鳥取 8,738	3 香川 159,507	3 沖縄 113.14	3 埼玉 352,875
4 福岡 88.88	4 埼玉 1.56	4 石川 8,663	4 東京都 158,312	4 島根 111.08	4 大阪府 351,931
5 東京都 87.92	5 大分 1.54	5 奈良 8,429	5 山口 157,022	5 高知 108.12	5 千葉 349,988
6 三重 87.18	6 京都府 1.53	6 青森 8,340	6 熊本 156,960	6 鹿児島 107.46	6 東京都 349,633
7 香川 87.02	6 兵庫 1.53	7 沖縄 8,311	7 兵庫 156,729	7 熊本 107.02	7 静岡 348,489
8 兵庫 86.60	6 鹿児島 1.53	8 岡山 8,300	8 奈良 155,520	8 大分 106.90	8 三重 343,849
9 岐阜 85.79	6 長崎 1.53	9 鹿児島 8,232	9 島根 152,972	9 大阪府 105.80	9 和歌山 341,309
10 和歌山 85.77	6 和歌山 1.53	10 山口 8,162	10 福岡 151,947	10 香川 105.20	10 山形 341,030
22 愛媛 81.98	28 愛媛 1.48	15 愛媛 7,991	19 愛媛 146,988	16 愛媛 103.22	32 愛媛 319,710
38 島根 78.22	38 岡山 1.46	38 佐賀 7,421	38 栃木 140,545	38 山形 97.00	38 熊本 311,615
39 新潟 77.94	39 岩手 1.45	39 山梨 7,346	39 山梨 140,407	39 鹿児島 308,917	39 鹿児島 308,917
40 鳥取 77.91	40 沖縄 1.44	40 滋賀 7,344	40 茨城 139,549	40 大分 307,520	40 大分 307,520
41 福井 77.34	40 宮城 1.44	41 愛知 7,311	41 福井 139,327	41 宮崎 307,069	41 宮崎 307,069
42 高知 76.13	40 秋田 1.44	42 群馬 7,235	42 愛知 138,916	42 佐賀 303,921	42 佐賀 303,921
43 富山 74.53	43 福島 1.43	43 和歌山 7,232	43 長野 137,781	43 長野 301,638	43 長野 301,638
44 青森 74.34	43 新潟 1.43	44 神奈川 7,200	44 新潟 136,241	44 新潟 298,022	44 新潟 298,022
45 石川 73.52	45 鳥取 1.41	45 大阪府 7,193	45 富山 133,570	45 沖縄 295,387	45 沖縄 295,387
46 沖縄 71.16	46 山形 1.40	46 福岡 7,125	46 群馬 132,170	46 高知 293,073	46 高知 293,073
47 北海道 69.10	46 島根 1.40	47 埼玉 7,070	47 沖縄 129,862	47 鳥取 292,747	47 鳥取 292,747
平 均 82.01	平 均 1.51	平 均 7,699	平 均 146,434	平 均 102.02	平 均 331,019

令和7年度 上半期の医療費の状況

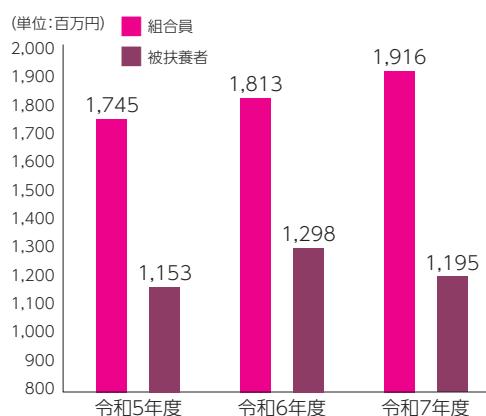
組合員は入院・外来・歯科の医療費の全てが増加
被扶養者は入院・外来の医療費が減少、歯科の医療費は増加

組合員

組合員は、入院、外来及び歯科の医療費の全てが前年度から増加しました。全体では前年度より1億267万円(5.66%)増加しており、前年度と同じく医療費が高い状況が続いているです。

被扶養者

被扶養者は、入院医療費が前年度より9,302万円(▲22.26%)減少しました。外来の医療費も減少していますが、歯科の医療費は増加しており、全体では前年度より1億279万円(▲7.92%)減少しています。



「医療費通知書」を配付します

本組合では、医療費についての認識を深めていただくことを目的として、年2回、「医療費通知書」を配付しています。令和7年度も次のとおり所属所の共済組合事務担当課を経由して配付する予定です。

「医療費通知書」は、「受診者氏名」・「診療年月」・「受診医療機関名」のほかに、「医療費総額」、皆さまが窓口で支払われた「自己負担額（通常は医療費総額の3割）」などが記載されていますので、お手元の領収書等と照らし合わせて、確認をお願いします。

なお、本組合では、組合員とその被扶養者をまとめて通知しておりますが、個人情報の保護に関する法律では、この取り扱いにあたり本人の同意を得ることとされています。組合員又は被扶養者の方から特段のお申出がない場合は、默示の同意をいただいたものとして世帯ごとにまとめて通知させていただきますのでご了承ください。

第1回目(配付済)

[配付時期] 令和7年10月下旬

[対象診療月] 令和6年12月～令和7年5月診療分

第2回目

[配付予定期期] 令和8年2月中旬

[対象診療月] 令和7年6月～11月診療分

また、令和7年12月診療分が記載された通知書について早期の発行を希望する場合は、本組合ホームページから「医療費通知書発行申請書」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、本組合まで申請していただくことで、令和8年3月中旬ごろに発行します。ただし、医療機関の請求遅れ分や柔道整復に係るものについては、その「医療費通知書」に記載できないため、記載されていないものも含めて申告する場合は、ご自身で別途領収書に基づき医療費の明細を作成していただく必要があることにご留意ください。確定申告に関する内容については、税務署にお問い合わせください。

医療費通知書についての問い合わせ先

共済組合保健課 医療係 ☎089(945)6313

令和7年
10月1日から

被扶養者の認定要件が変わりましたので お知らせします



変更1 収入基準額の変更

令和7年度の税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整等の観点から、19歳以上23歳未満の方への特定扶養控除の要件の見直し等が行われたことに伴い、被扶養者認定における収入要件の基準額についても見直しが行われ、下表のとおり変更されました。

区分	基 準 額		
	年額	月額	日額
①～③以外の方	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
①19歳以上23歳未満の方(組合員の配偶者を除く。)	150万円未満	125,000円未満	4,167円未満
②60歳以上の方	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
③障害年金を受給している方			

〈注意1〉

上記表①の対象者に組合員の配偶者は含まれません。

〈注意2〉

上記表①に係る年齢は、所得税法上の取扱いと同様となり、認定を受ける年の12月31日現在の年齢で判定します。

〈注意3〉

収入の考え方は、所得税法上の取扱い(暦年で1年間の収入)と異なり、認定を受けようとするときから将来に向かっての見込額で考えます。

現在、被扶養者として認定中の方も、これから認定を受ける方も、変更後の収入基準額が適用となるのは、令和7年10月1日以降の収入となります。

収入基準額変更の詳細はこちらからご確認ください。→



変更2 組合員と別居している被扶養者への仕送り基準額の変更

被扶養者は「主として組合員の収入によって生計を維持するもの」とされているため、組合員と別居している家族を被扶養者とする場合は、組合員からの経済的援助額(仕送り額)を確認しています。今回、組合員が別居している被扶養者世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると判断できる基準を明確にするために、仕送り額の最低基準額を定めました。

〈注意1〉

今回の仕送り基準額の変更により、組合員と別居している被扶養者の認定要件がこれまでより厳しくなったため、これまでの仕送り額では被扶養者としての要件を満たさなくなる方が一定数います。

組合員と別居している被扶養者がいる組合員の方は、必ず右の二次元コードから詳細を確認してください。

仕送り額の基準を満たさない場合は「仕送り額の増額」若しくは「認定取消の手続」を行ってください。



仕送り基準額変更の詳細はこちらからご確認ください。→

〈注意2〉

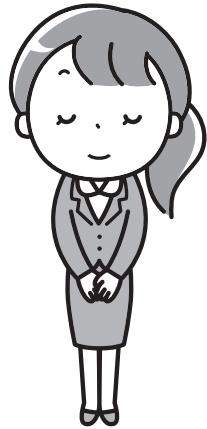
令和8年度の被扶養者の資格調査において、令和8年1月から6月までの仕送り額を確認します。仕送り額の増額がなく、要件を満たしていないことが判明した場合は、令和7年10月まで遡って認定取消となります。

被扶養者の資格調査へのご協力 ありがとうございました

7月～8月に実施しました被扶養者の資格調査につきましては、お忙しい中ご協力いただきありがとうございました。

調査の結果、「収入の増加」や「就職」などの事由により、取消事由発生日に遡って被扶養者認定の取消を行ったケースが多数ありました。

組合員の皆さまは、被扶養者の収入や生計状況を常に把握していただき、取消事由に該当した場合は、「被扶養者申告書(取消)」を速やかに提出していただきますようお願いします。



被扶養者の年金収入にご注意ください!!

資格調査において、被扶養者の年金収入を申告されていない方が多くいました。

年金は、年齢を支給要件とする老齢厚生年金や基礎年金だけではなく、**非課税所得とされる遺族年金・障害年金や企業年金、恩給等を含み**、税や社会保険料を控除する前の受給総額が年金収入額となります。

また、年金額の改定により収入基準額を超過し、遡及取消となるケースも多数発生しています。複数の年金を受給している方や、年金収入以外にパート収入や事業収入などがある方は特にご注意ください。

被扶養者認定における収入の考え方について再度ご確認ください

被扶養者認定における収入とは、所得税法上の取扱いである暦年単位(1月から12月の1年間)や年度単位(4月から3月の1年間)等の期間を限定して考えるものではなく、認定を受けようとするときから将来に向かっての見込額で考えます。

- 給与収入、年金収入等、月ごとの収入が確認できる場合は、年額ではなく月額で判断します。被扶養者のひと月分の収入額(通勤手当等の手当や賞与等を含み、税や各種社会保険料等が控除される前の総額)が左ページ表の月額欄の額以上である場合は、被扶養者として認められません。
扶養認定を受けた後も、被扶養者のひと月分の収入額が、左ページ表の月額欄の額未満であることを**毎月ご確認ください**。
- 事業収入等、月ごとの収入が確認できない場合は、「前年の収入」を「今後1年間の収入見込額」と考えます。被扶養者の収入額が、左ページ表の年額欄の額未満であることを確定申告時にご確認ください。
なお、被扶養者の収入として控除できる経費は、所得税法上の必要経費と異なりますのでご注意ください。

お知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化(130万円の壁への対応)については、時限的であった取扱いが恒久的な取扱いへ変更となりましたのでお知らせします。

なお、事業主の証明による被扶養者認定の継続は、あくまでも一時的な収入増の場合における取扱いのため、同一の者について原則として**連続2回までを上限**とする運用に変更はありませんのでご注意ください。

詳細については
こちら



被扶養者認定に関する問い合わせ先

共済組合総務課 総務係 ☎089(945)6326

令和7年度 労働安全衛生業務担当者研修会を開催しました

令和7年9月5日に労働安全衛生業務担当者研修会をWEB開催し、所属所の担当者43名が出席されました。

事務局職員から保健事業の内容等について説明を行い、続いて岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 准教授である高尾総司氏に「業務遂行レベルに基づくメンタルヘルス対応について」と題して、右の内容のご講演をいただきました。



岡山大学大学院
医歯薬学総合研究科 准教授
たかおそうし
高尾 総司氏

業務遂行レベルに基づくメンタルヘルス対応

1. 高尾メソッドの趣旨説明
2. 業務遂行レベルに基づくメンタルヘルス対応
総論・復習
3. 安全配慮義務について
4. グループワーク1
(高尾メソッドの導入について)
5. 導入自治体の取組の紹介
6. グループワーク2
(残る疑問の相互解消と全体質問)
7. 全体質疑
8. 個別支援の紹介

令和7年度ライフプランセミナー (50歳台のライフプラン)を開催しました

(一財)愛媛県市町村職員互助会と共同開催

「家庭経済設計」～豊かな
セカンドライフのために～」
と題してご講演いただきました。

令和7年10月1、2日に、50代の組合員を対象としたライフプランセミナーを現地参集とWEB会議の混合形式で開催し、のべ123名の方にご参加いただきました。

50代における家計設計の必要性から、退職後の各種制度や資産形成を含むお金の考え方まで幅広い内容で実施しました。



明治安田ライフプランセンター株式会社
専任講師
よしだ かおる
吉田 薫氏

＼参加者の声／

- ・健康、生きがい、経済的なことなどの自分自身を振り返る機会になってよかったです
- ・なんとかなるだろうと思っていたが、セカンドライフについて真剣に考えるきっかけとなりました
- ・講演の内容が先生の経験談をまじえた具体的なお話だったので、イメージがわきやすく、理解に繋がりました
- ・50代前半で受講すればよかったですでしたが、退職後のライフプランを考える上で大変勉強になりました。特に退職後の収支については、税金や生活費、保険の見直しなどについて考えさせられました

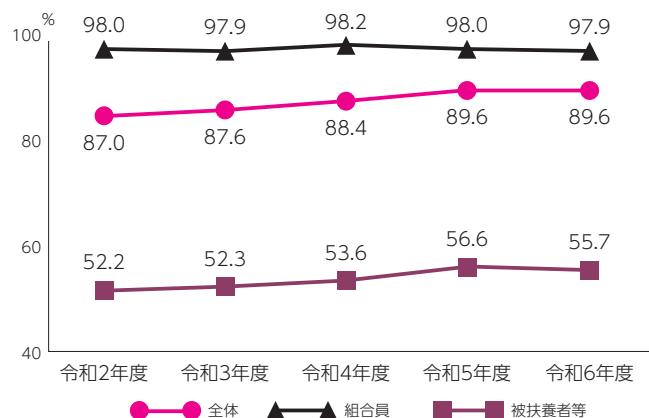
令和6年度 特定健康診査及び特定保健指導の実施状況 ～国への報告結果から～

令和6年度の特定健康診査及び特定保健指導の実施状況を国へ報告しましたので、その結果をお知らせします。

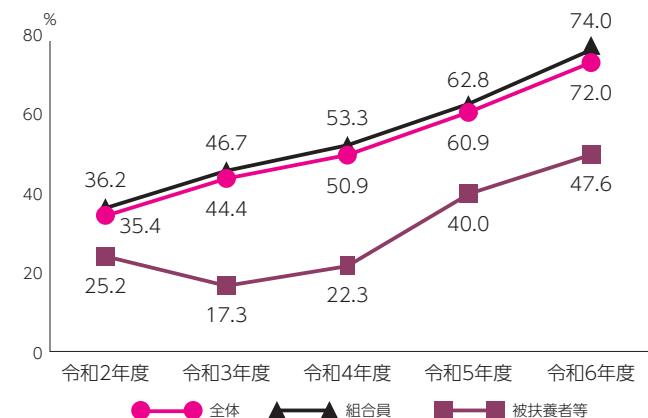
特定健康診査の受診率は、前年度から変わらず89.6%でした。ただし、国が定めた目標(90%)まであと0.4%引き上げる必要があります。

特定保健指導の終了率は、令和2年度にコロナ禍の影響により落ち込みましたが、令和3年度からはしだいに回復し、令和6年度は72.0%と国が定めた目標(60%)を大きく上回りました。

特定健康診査受診率



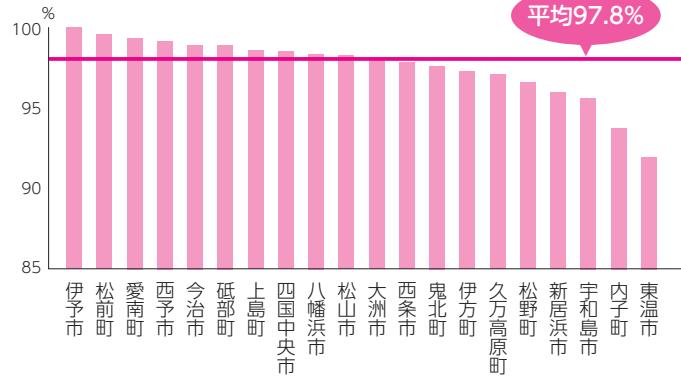
特定保健指導終了率



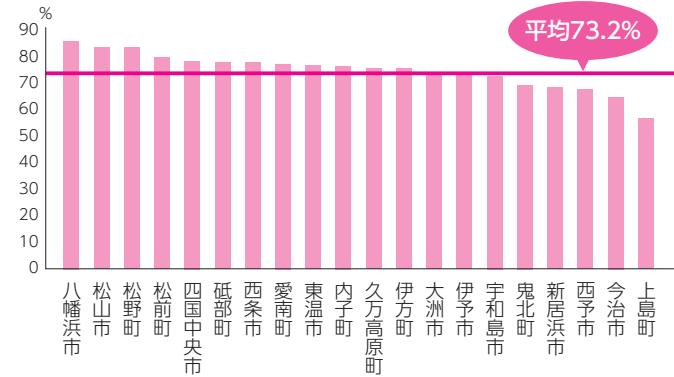
特定健康診査・特定保健指導は皆さまの疾病予防のための大切な事業です。ご自身とご家族の健康のため、毎年継続して健診等を受けることが重要です。

特に健康診断を受ける機会が少ないご家族(被扶養者)の方には、特定健康診査等の積極的なご利用をおすすめします。

組合員の特定健康診査受診率(県内20市町所属所)



組合員の特定保健指導終了率(県内20市町所属所)



特定健康診査受診券又は特定保健指導利用券が届いた ご家族(被扶養者)の方へ

最大
4,000円分

本組合では次のいずれかを満たす被扶養者を対象に図書カード(2,000円分)を進呈しています。

- ①特定健康診査受診券を使用せず、パート先等で受診した健康診断の結果を本組合にご提供いただいた方
(必要書類:受診券、健康診断の結果(写)、質問票)
- ②特定保健指導を利用し、3か月以上の継続的な支援を受け終了した方(人間ドック利用者を除く。)

詳しくは、本紙令和7年7月号(Vol.336)又は当該受診券等の送付文書をご覧ください。

全身の血管に
ダメージを与える
糖尿病

日本では成人の約2割が糖尿病かその予備群と推計されていることをご存じですか。原因のほとんどは食べ過ぎや運動不足など生活習慣の乱れ。予備群の人は、生活習慣を改善すれば糖尿病への道を避けられる分岐点に立っているのです。

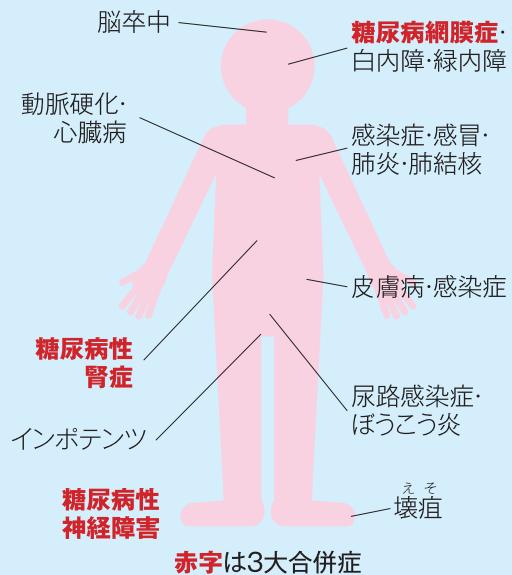
◆◆糖尿病特有の恐ろしい合併症◆◆

糖尿病は、インスリンの不足や働きが鈍ることで、血液中にブドウ糖が慢性的にあふれ出す病気です。余ったブドウ糖は血管を刺激して、全身の血管を傷めます。

糖尿病の恐ろしさは、その合併症にあります。3大合併症といわれる糖尿病網膜症、糖尿病性腎症、糖尿病性神経障害は放っておくとほぼ現れる合併症で、毎年多くの人が失明したり、足を切断したり、人工透析が必要になったりしています。ただし、日常的に血糖をコントロールすれば、3大合併症の予防は可能です。

また、動脈硬化も見過ごせません。高血圧や脂質異常、肥満などとの相互作用で進行し、やがては心臓病や脳卒中などの命の危険をも招きます。生活習慣の改善により、高血糖だけでなく、高血圧や脂質異常、肥満などを改善していくことが必要です。

糖尿病の合併症



心あたりは
ありませんか？

糖尿病リスクチェック

あてはまる項目に を入れてください。
その数が多いほど注意が必要です。さっそく改善に取り組みましょう。

- 太り気味で、特にお腹が出ている
- 若いときよりも体重が大幅に増えた
- 糖尿病にかかった血縁者がいる
- 40歳以上だ
- 妊娠中に血糖値が上がったことがある
- 食事や睡眠時間など生活リズムが不規則
- たばこを吸う

- 休みが少なく、ゆっくりできない
- 1日の食事では、夕食の分量がいちばん多い
- 脂っこいものが好きで、野菜や海藻類はあまり食べない
- お酒を毎日たくさん（1合以上）飲む
- 車やエスカレーターを利用し、日頃あまり歩かない

予防・改善のポイント

こんな食習慣・
食行動にご用心!

糖尿病の最大の危険因子は肥満です。まずは食べ過ぎないことと規則正しくバランスのよい食事が欠かせません。

満腹まで食べず、「まだ少し食べられる」というくらいではしを置きましょう。無意識のうちに食べ過ぎてしまう人は、食べ方にも問題があるはず。今すぐ改める必要があります。



さらにプラスα!

日常の中からリスクを遠ざける!

生活の中で
運動量を増やす

わざわざジムに行かなくても、運動量は増やせます。階段を利用する、できるだけ歩く、電車の中では立つなどの工夫で、エネルギーを消費しましょう。



今からでも禁煙!

たばこに含まれるニコチンは血糖値を上昇させ、高血糖で弱った血管をさらに傷つけます。糖尿病合併症の発症リスクを跳ね上げてしまうので、ぜひ禁煙を。



お酒はほどほどに

お酒は意外と高エネルギーな上、飲みながらの食事は食べ過ぎになります。適量を心がけ、週に何日かは飲まない日をとってください。お酒は健康的に楽しむみたいですね。



自分の手で適切な食事量がわかる「塩山式手ばかり」

自分の手を使って自分に合った食事の量を知ることができるのが、甲州市・健康づくり推進協議会が作成し、推進している「塩山式手ばかり」です。体の成長に比例して大きくなる手を物差しとして利用するのが特徴で、簡単に1回の食事に必要な炭水化物・たんぱく質・野菜の量の目安を知ることができます。十分な栄養をとりながら、食べ過ぎを防ぐことにつながります。



炭水化物(主食)の1食分の量

ごはん	両手に乗る量
パン	片手に乗る量
めん	両手に乗る量



たんぱく質(主菜)の1食分の量

お肉(厚切り)	手のひらの大きさ
お肉(薄切り)	片手に3~4枚
魚の切り身	片手に乗る大きさ



野菜(副菜)の1食分の量

ゆでたり、煮たり、炒めたりした野菜	片手に軽く山盛り
生野菜	両手に山盛り

参照：甲州市ホームページ <https://www.city.koshu.yamanashi.jp/docs/2017051700023/>

えひめの“愛”をたっぷりと 地産地消プラン

冬

令和8年2月28日まで(当日予約不可)

乾杯の
ドリンクを1杯
サービス!!



ご予約
承り中

宿泊と夕・朝食をセットにしたお得なプランです。

～お品書き～	
前 菜	日替わり三種
刺 身	マグロ・鯛
焼 物	焼サバ・鬼おろし (肉)牛すき焼き (魚)寄せ鍋
鍋	選べるメイン料理
揚 物	自家製タルタルのせ海老フリッター
御 飯	手前みそ焼おにぎり
デザート	チーズデザートと果物
※赤文字は県産食材を使用しています。	

組合員・被扶養者様
1泊2食付 **8,100円**(税込)
(通常価格10,800円)

下記の2つのプランも1泊2食付のプランとしてご用意しております。

シニアヘルシープラン

5,800円(税込)(通常8,500円) (当日予約不可)

60歳以上の方を含むご家族、グループ対象です。
全体的にヘルシーな内容となっております。

スタンダードプラン

4,100円(税込)(通常6,800円) (当日予約可)

夕食は4種の御膳(チキン南蛮・唐揚げ・豚ロースかつ鍋・天婦羅)のなかから1つお選びいただけます。

表記料金は、通常期の料金から愛媛共済会館利用助成2,400円と、組合員及び被扶養者対象割引300円を差し引いた後の料金になります。

ご予約・お問合せは

えひめ共済会館

〒790-0003 松山市三番町5丁目13番地1

TEL 089-945-6311 FAX 089-945-6322

【ホームページアドレス】

<https://kyosai-ehime.or.jp/kaikan/>

【Eメールアドレス】

e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp



組合の現況

(令和7年11月末現在)

◎所属所数	42
◎組合員数	22,246人
男	10,759人
女	11,487人
◎平均標準報酬月額(短期)	321,834円
◎被扶養者数	14,782人
(含年齢)	233人)
◎任意継続組合員	498人
◎年金受給者数	19,447人